

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ふくいけん・ふくいけんみはまちょう	ふりがな	みはまちくかつせいかけいかく
計画主体名	福井県・福井県美浜町	活性化計画名	美浜地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～令和5年度 令和2年度～令和4年度	総事業費(交付金)	203,438千円(83,927千円)
活性化計画目標	定住人口の増加(1人/年)	事業活用活性化計画目標	新規就農者の育成(増加)(1人/年) 新規就農者育成会議の開催数(3回/年)

計画主体 確認の日付	令和5年1月20日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	本活性化計画の目標は定住人口の増加であり、それを達成するための事業活用活性化計画目標を新規就農者の増加としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	新規就農者の増加による定住人口の増加及び地域経済の活性化とすることから妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	新規就農者が本町に居住し営農することから、整合性が確保(評価方法は、事業承継に関する課題等に対して、中小企業診断士による適切な指導・アドバイスをいただく。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	改善計画中の活性化計画はない。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	美浜町が策定した美浜町総合振興計画及び美浜町農業基本計画に基づいた計画である。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	町議会等に対しては、事業内容を説明し合意形成は図っている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	本活性化計画の根拠となっている「美浜町農業基本計画」において、女性の意見や提案を取り入れるため、策定委員に女性を登用している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	本活性化計画に位置付けられている事業については、関係機関と連携、共有しながら進める。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	新規就農者が本町に居住し営農することから、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	○	平成 28 年 3 月策定の「美浜創生総合戦略」において、基本目標（美浜を活かす「産業振興」と「しごとの創出」）を掲げており、整合性は確保されている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	活性化計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間、実施期間は、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間としており適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○	○	本事業で整備する研修棟については、建築確認を要する施設となるため、設計後において建築確認申請を行う。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	活性化計画区域は、1,434ha であり、当地区は市街化区域及び用途地域はない。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	新規に実施する事業であり、切り替えて整備するものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	設計と工事監理を業務委託として予定しており、検査体制は確保される見通しである。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—	—	該当なし。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	○	本事業で整備する研修棟については、建築確認を要する施設となるため、設計後、建築確認申請を行い、整備を行う。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	—	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	○	本活性化計画に基づき建築される施設は木造（工場・その他のもの）であり、耐用年数は15年である。また、研修生用ハウス及び就農（定着用）ハウスは低コスト耐光性ハウスであるため、耐用

				年数は14年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算定を行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	○	投資効率1.13
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	「19新規就農者等技術者習得管理施設」および「13高生産性農業用機械施設」については、別表3（要件類別ごとの要件等）に定める五法指定地域（特定農山村振興法）の指定となっており、美浜町が事業実施主体であることから、要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	農業研修施設の実施主体は美浜町であり、個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	—	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	○	近隣に類似施設はない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	福井県園芸カレッジ出身生や農村に活力を与え、農業後継者と成りうる人材を対象に年間を通じた人材育成・確保に取り組むための利用形態等を運営事業者や関係機関と検討予定である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	日照、通風の影響が少なく、一団のまとまった農地であり、活動しやすい環境である。また、近隣に道の駅が整備される予定であり、そこで接客や販売体験等を実施予定である。

	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	研修生用ハウスを利用するとともに、篤農家等の農場で実地研修をすることで栽培技術を習得することとしている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	美浜町農業基本計画において、「女性農業者の参画促進」をうたっており、女性が意欲的に活躍できる仕組みを検討している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	公共施設の設計等に精通した業者による概算設計であり、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	運営を見据えた施設設計・施工を要求するため、建設・整備コストの低減の可能性に努める。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	研修生用ハウス（低コスト耐候性ハウス）及び就農（定着用）ハウス（低コスト耐候性ハウス）は農業研修に必要不可欠であることから、交付対象として適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	備品は別途発注とし、交付対象から除外している。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	日照、通風の影響が少なく、一団のまとまった農地であり、活動しやすい環境である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	研修施設については、地権者に事業計画を説明し、用地買収及び長期契約で賃貸借することに内諾を得ており、施設用地は確保される見通しである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱	○	○	研修用ハウスは 6m×20m×4 棟=480m ² 事業費 18,117 千円÷480m ² =37.7 千円/m ² となることから、40 千円/m ² 以内で適正である。

	農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の II の II - 1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			就農用ハウスは（6m×40m×6 棟）＋（7.2m×50m×4 棟）＋（6m×50m×5 棟）＝4,380 m ² 事業費 147,657 千円÷4,380 m ² ＝33.7 千円/m ² となることから、40 千円/m ² 以内で適正である。
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○	○	整備する施設の延べ面積は、140 m ² 程度であり、1,500 m ² 以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	○	○	施設に関する交付対象事業費は 38,652,130 円、延床面積 140 m ² 程度であり、m ² 当たり 276,086 円であることから、m ² 当たり 29 万円以内かつ延床面積 1,500 m ² 以内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	—	該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	—	該当なし
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	—	該当なし
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	—	該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	事業実施主体別に関係機関と協議しながら負担区分を決定し、その結果に基づき適正な資金調達と償還計画を計画している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	町の財務規則等に則り適切に執行する。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済	○	○	維持管理を適正に行うため、美浜町において当該事業施設の指定

	みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	管理者を選定し、適正に維持・管理・更新を行う予定である。 中小企業診断士による経営診断を受け、結果は妥当性があると確認されており、適正なものとなっている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	—	該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	地域農業を支え、継続的な農業を目指すための人材の確保、育成定着を目的とした施設であるため、生産振興を主たる目的とした施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	他の施策において交付対象となる施設等ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—	—	該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。